

令和6年4月吉日

市民活動団体の皆様

市川市NPO・市民活動支援課

「市民活動支援センター」「市民活動支援センター行徳」の利用手続きについて

日頃より、市民活動支援センターをご利用いただきありがとうございます。

「市民活動支援センター」、「市民活動支援センター行徳」の印刷機およびミーティングスペースの利用状況や、利用団体数の把握などを目的に、登録制とさせていただいております。利用に当たりご登録の手続きをしていただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

■登録方法

下記の3つの書類（登録に必要な書類）を初回利用時にご提出していただくか、事前に下記の連絡先に持参、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で送付ください。団体登録完了後は、事前予約の上、ご利用いただけます。

■登録に必要な書類

- （1）利用団体登録申請書
- （2）規約・会則・定款など団体概要が分かる書類
- （3）役員名簿

■ミーティングスペースをご利用時の留意事項

外部向け（会員以外の市民等）に講座・研修・セミナー等の開催をする場合、非営利であることを確認するため、開催日7日前までに開催内容のわかるチラシ等をご提供ください。（持参・郵送・メール可）

ご利用前に「市民活動支援センター設置要領」をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【連絡先】

市川市 市民部NPO・市民活動支援課

〒272-8501 千葉県市川市八幡 1-1-1

TEL : 047-712-8704

FAX : 047-712-8754

E-mail : npo-shien@city.ichikawa.lg.jp